

速記録（平成十一年一月二十八日 第二八回口頭弁論）

事件番号 平成四年の第二〇七五号・平成五年の第二二二五号・平成六年の第二三〇

八号

本人氏名 全 ■ 烈

原告ら代理人（堀）

甲B第二一号証を示す

この回答欄にあるハンゲル文字の記載の部分は、あなた自身が書かれたということ間違いありませんか。

はい。

第一回口頭弁論調書末尾添付の冒頭意見陳述書を示す

五ページ、ここにあなたの名前が出てきてますね。

はい。

あなたが第一回口頭弁論で冒頭陳述をされたということは、覚えておられますか。

はい、しました。

第一〇回口頭弁論調書末尾添付の別紙を示す

ここにも、あなたの名前が書いてありますね。

はい、私の名前です。

第一〇回口頭弁論で意見陳述をされたことも、御記憶ありますか。

はい、しております。

先ほど示した甲B第二一号証、それから第一回及び第一〇回の口頭弁論で行った意見陳述は、いずれもあなたの体験した事実、あるいはあなたの意見を記載したものに間違いはない、というふうに聞いていいですか。

はい、間違いありません。

甲B第二一号証によると、あなたのお父さんは浮島丸に乗っておられて死亡されたということですね。

はい、間違いありません。死亡当時舞鶴で亡くなったということが戸籍に記載されております。

お父さんが亡くなった当時、あなたは何歳でしたか。

まだ三歳にならないときに、お父さんが亡くなりました。生後三〇箇

月でした。

甲B第二一号証によると、あなたのお父さんは一九四三年ごろか一九四四年ごろに日本に行ったということですね。

はい。

お父さんが日本に行った当時、あなたは、お兄さん、お母さん、そしておばあさんと一緒に暮らしておられたんですか。

はい、そうです。

お兄さんは、あなたより幾つ年上ですか。

三歳上です。

お母さんは、お父さんが死亡された当時、お幾つだったんですか。

二七歳だか二九歳だかです。

おばあさんは、あなたのお父さんが亡くなられた当時お幾つだったか、覚えてますか。

私はまだ小さかったので、おばあさんの年齢についてははっきりした記憶はありません。

あなたのお父さんが日本に行かれてからは、あなた方はどのようにして生活しておられたんですか。

お父さんが日本に行かれたときは、私はまだ三箇月に満たなくて、母の胸に抱かれたまま、必ず帰ってくるだろうと思いつながら、もう五五年以上たってしまいました。

お父さんが日本に行って以降、お母さんはどのような仕事をされてましたか。

お母さんは、お父さんがいないので、日雇いだとか、人の家の針仕事の賃仕事だとか、行商などをしていました。

甲B第二一号証によると、お父さんは日本の警察に連れて行かれたと、こういうことだったんですね。

はい。私は小さいときからお母さんに、お父さんが日本の巡査に連れて行かれたという話を何度も聞かされてきました。

なぜお父さんは日本の巡査に連れて行かれたのか、その理由についてお母さんから聞かれたことはありませんか。

当時、お父さんが日本人たちの言うことをあまり聞かないで反抗的だ

ったのではないか、というふうに聞かされています。

あなた方は、お父さんが日本のどこで何をしておったのかということは、御存じないわけですね。

日本に行ってから何をしていたのかも分かりませんし、父からの便りは全然ありませんでした。賃金の仕送りなどありませんでした。

お父さんが浮島丸に乗船中に死亡したということは、お母さんから聞かれたわけですね。

お父さんと一緒に徴用に連れて行かれた故郷の人から、爆発のときに
お父さんは船の底のほうにいて、自分は上のほうにいたので、多分お
父さんはあのと き亡くなったんだろう、というふうな話を聞かされま
した。

そういう話を初めてお母さんから聞いたのは、あなたが何歳のころだったか、
覚えてますか。

お母さんは私たち兄弟を本当に苦勞して育てたんですけれども、夜ご
とにそういう話をして聞かしてくれました。

そうすると、あなたの小さいころからお母さんから聞かされておった、ということですか。

お母さんが亡くなるまで、小さいときからずっと聞かされ続けました。お父さんが亡くなったということを知らせてくれたお父さんの友人の方の名前は、分かりますか。

そのとき私は小さかったですし、そのお父さんの友人も、こちらに帰国されてから程なく亡くなったので、名前は分かりません。

お父さんが亡くなったということを知った以降も、お母さんは、先ほど言われた針仕事、あるいは行商の仕事をされておったんですか。

はい、そうです。そのために生活は苦しくて、私は学校にも行けませんでした。

学校にも行けなかったということですが、学校はどここの学校までしか行けなかったんですか。

小学校の二年まで通いましたが、やめてしまいました。

小学校の二年以降は、あなたはどのようなことをされておったんですか。

私は、母一人で、特にだれも面倒をみてくれませんので、何というか、放浪をするような形で暮らしてきました。浮浪少年というか……。

その中で、お金を稼ぐために何か仕事をされたということはなかったんですか。お金稼ぎとしては、行商というか、そういうことをしながら、何とか命だけはつないできたという状態です。

あなたの意見書によると、靴磨きや新聞配達をしたというふうに書いてあるんですけども、そういうこともされたことはありますか。

はい。そういうこともして、非常に苦労いたしました。

そのようにして、あなたはおばあさんとお母さんを助けてきたわけですね。

おばあさんは、お父さんが亡くなったという話を聞いたとたんに精神錯乱を起こされて、おばあさんの面倒をみるのは本当に大変なことでした。

おばあさんはあなたが一五歳のときに亡くなったというふうには、第一回の口頭弁論の冒頭陳述で述べられてますが、間違いありませんか。

はい、そのとおりです。

ちなみに、あなたのお兄さんは学校はどこまで行かれたんですか。

兄さんは高等学校まで出ました。で、軍隊に行った後亡くなりました。あなたは、現在はどのようなお仕事をされているんですか。

農産物を扱う自営業をしております。

それ以前は、どのような仕事をされてましたか。

農協で二八年間勤務しておりました。

韓国では、本件の訴訟のために何か特別な活動をされておるんですか。

はい。浮島丸事件で私と同じように孤児のようになった人々はいないか、それを探しています。

あなたが本件の裁判の原告になろうというふうに決意した理由は、何ですか。

私は今五七歳ですけれども、今までお父さんと呼んだ記憶がありません。五七年間胸に秘めた恨みがございます。この法廷にいらっしゃる方で、私以外の方でも、もしお父さんが亡くなられたならば、私と同じような気持ちになるでしょう。まず、お父さんの魂を慰めるためにも、そしてお父さんの恨みを晴らすためにも、この裁判で勝たねばな

らないと思っております。

あなたは、日本の国、あるいは日本の政府に対して、何を望んでおられますか。もう事件から五五年以上たっておりますので、今の日本の若い方々、日本の国民の方々は、もうずっと昔のことだと思っていると思います。しかし、政府はこのことを隠蔽することなく、真実を明かにしてくれることを望んでおります。

それ以外に、何か具体的に本件に関連して日本政府にやってもらいたいということは、ありますか。

はい、あります。

それを言ってください。

先ほども申しましたように、私が幼いころに父を亡くしてこの恨み多い人生を歩まねばならなかったのも、日本という国、そして日本の政府の責任です。五五年たってしまった今からでも、日本政府は口先だけではなく、心から真実を明かにしてほしい。そして、私のように孤児のようになってしまった子孫たちに対しても、真実を明かにしてほ

しいということです。そして、遺骨もまだ帰っていない人たちがいるんですけれども、原告の一人一人に請求があれば返しますよということではなくして、私たちが合同で韓国で慰霊祭ができるような形で返していただきたいと思います。

遺骨のことで言いますと、被告のほうは、祐天寺に祭ってある遺骨は個々の亡くなった人の骨であるかどうか特定できないというふうに言われているんですが、そういうことは御存じですか。

はい、知っております。

そういうことについては、あなたはどのようなふうに考えておられますか。

ですから、今申し上げましたように、私たち遺族に対して、一人一人に返すということではなくして、私たちが韓国で合同で慰霊祭ができるように、韓国に日本政府の責任でもって慰霊碑を建てていただきましたと思うっております。

慰霊碑のことが出ましたが、まず韓国に慰霊碑を建ててもらいたいと、こういうことですね。

はい。韓国に日本政府の責任で慰霊碑を建てていただきたいと思います
おります。

日本に慰霊碑を造るということについては、どうですか。

今、舞鶴に日本の民間人たちの手によって慰霊碑が建てられ、お祭り
されていますけれども、亡くなった方たちのためにも、もっと立派な
慰霊碑を日本政府の責任で建てていただきたいと思います。

細かいことを聞きますが、あなたのお母さんは現在は生きておられるんですか。
もう亡くなっておられるんですか。

母は、一九九一年度に亡くなりました。

最後に、この機会なんで、裁判所、あるいは被告の国の前で、何かあなたのは
うで言っておきたいということはありませんか。

私は、裁判所の方々に原告として訴えたいと思います。浮島丸事件の
犠牲者の遺族たちは、非常に困難な状況の中で七年間法廷闘争を闘っ
てきました。是非、迅速に、速やかに解決をしていただきたいと思います
ます。韓国の報道によりましても、日本政府はこの間、韓国に対して

過去の事実に対して反省するという言葉を何度も述べているようだけれども、口先だけでするのではなく、心から、私たち被害者、そして遺族たちが皮膚で感じられるほど、具体的に、分かりやすく、説得力を持って謝罪し、陳謝し、そして、補償を求める人に対しては補償してくださることを望みます。

原告ら代理人（中田）

一九九三年一〇月一二日付け原告ら第一準備書面を示す

この三〇ページの三行目に、あなたのお父さんが日本で使用させられていた名前が書かれています。この「宮村壽殿」という名前を使わされていたということは、どういうふうにしてあなたは聞いているんですか。

父が宮村という名前を使っていたということを知ったことは、ありません。私は小さかったので、知りませんでした。

じゃあ、こういう名前はどこから出てきたんですか。

私は、兄が宮村と聞いていたので、兄の名前が宮村というんだというふうに思っていました。

それは、お父さんの兄ですか。あなたの兄ですか。

私のお兄さんが宮村というふうになっていたので、お兄さんの名前だというふうに思っていました。

じゃあ、お父さんの名前もお兄さんと同じ宮村だと思っているということですか。

周りの人がお兄さんのことを宮村、宮村と呼ぶので、兄さんが宮村というんだというふうに思っていて、特にお父さんの姓だというふうには認識していなかったです。

そしたら、お父さんが日本で宮村壽殿と名乗っていたかどうかは分からない、ということなんですか。

私は小さかったので、知りません。

ここで裁判所に、私のお父さんは「宮村壽殿」ですというふうには報告をしてるんだけど、その根拠は、あなたのお兄さんが宮村という名前を使ってたからということなんですか。

私にとっては、お父さんの名前というよりはお兄さんの名前というふ

うに認識していたんだけれども、それはお父さんの名前かお兄さんの名前かということをはっきりしていなかったけれども、光州に行って李金珠さんに名簿を見せてもらうときに、その宮村という名前を私が出しました。

国のほうは、「宮村寿岩」という名前なら死没者名簿にあるというふうに認否をしてるんですけれども、実際にお父さんがどんな漢字を使われていたかまでは分からない、ということですね。

そうです。

裁判長

反対尋問をどうぞ。

被告指定代理人（岸）

ございません。

京都地方裁判所第一民事部

裁判所速記官

鈴木秀子